

オンライン診療を活用した 医療アクセスの向上へ

対面診療



オンライン診療



訪問診療



かかりつけ医



港区内のオンライン診療実施届出施設数

診療所



33 施設

歯科診療所



7 施設

2026年9月25日現在

※ 既にオンライン診療を行っていた医療機関については、
2027年3月31日まで届出の経過措置があります。

出典：みなと保健所調べ（令和8年9月25日現在）

国は、2040年以降を見据えオンライン診療の 適切な実施・推進を位置付け

○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について(オンライン診療関係)

(令和8年3月27日)

(医政発0327第5号)

(各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医政局長通知)

(公印省略)

医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号。以下「改正法」という。)が令和7年12月12日に公布され、改正法のうち医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の一部改正(オンライン診療関係)については、令和8年4月1日付けで施行することとされている。

これに伴い、今般、医療法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第66号。以下「改正政令」という。)、医療法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第46号。以下「改正省令」という。)、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示(令和8年厚生労働省告示第115号。以下「改正告示」という。)がそれぞれ令和8年3月27日に公布され、いずれも令和8年4月1日付けで施行・適用することとされている。

これらの改正の趣旨及び運用の詳細等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

2040年以降を見据えたこれからの医療提供体制については、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据えたものとする必要があり、特に、オンライン診療は、医療資源が少ない地域をはじめ、医療アクセスの確保に有用であるため、適切な実施と推進を図ることが重要である。

これまでオンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「オンライン診療指針」という。)等の法令の解釈運用により、その実施を図ってきたが、改正法では、

- ① 医療法上の医療提供施設の一つとして、患者がオンライン診療を受ける施設である「オンライン診療受診施設」を位置づけ、診療所と比較して簡素な要件・手続等のもとでの整備を可能とすること
 - ② オンライン診療指針の内容を省令に引き上げることで、違反に対しては都道府県知事等(保健所設置市長・区長を含む。)の是正命令等を可能とすること
- 等を内容とする改正を行い、オンライン診療の適切な実施と推進を図ることとしている。

オンライン診療とは

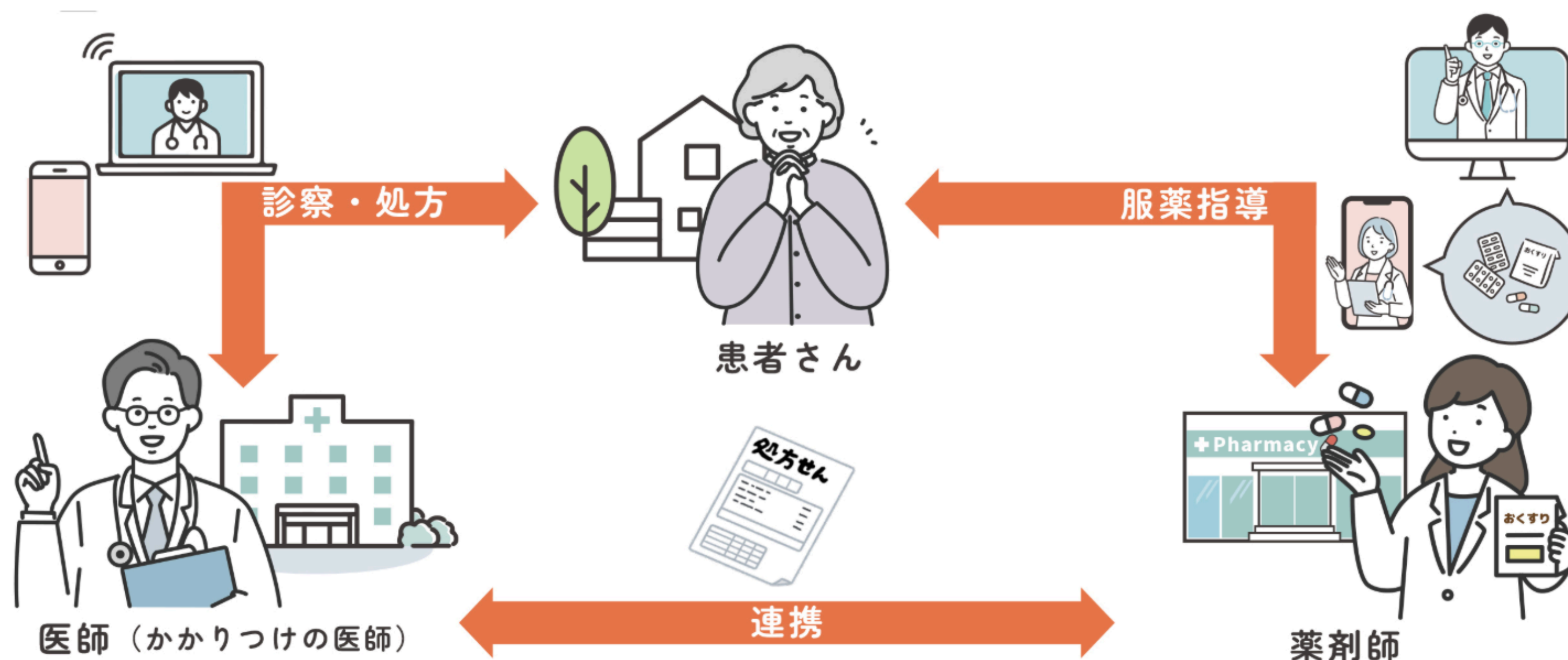
スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。

オンライン診療は、直接の対面による診療と異なり触診等ができないため、医師が得られる情報が限られます。そのため、以下のようなルールがあります。→オンライン診療の適切な実施に関する指針については、「Ⅲ オンライン診療の適切な実施に関する指針等の関連ルール」をご確認ください。

- オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することが基本です。
- 適切な診療のため、一部の場合を除き、原則、かかりつけの医師が実施します。

※かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと適切な関係がある医師のことをいいます。
※かかりつけの医師がいない場合は、オンライン診療を実施しているお近くの医療機関にご相談ください。

- 医師がオンライン診療による診療が適切でないと判断した場合には、利用できません。



出典：厚生労働省「オンライン診療について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html